

匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、農業後継者の確保と新規就農者の営農意欲を助長するため、新規就農者に対し、予算の範囲内において農業後継者新規就農支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに關し匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、匝瑳市の区域内に住所を有する40歳以下の新規就農者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 千葉県海匝農業事務所が開催する農業経営体育成セミナーの受講者（以下「受講者」という。）
- (2) 千葉県指導農業士によるおおむね6月以上の技術研修を受ける者（以下「研修者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 市税及び国民健康保険税に滞納がある者
- (2) 過去にこの制度及び他の地方公共団体における同種の制度に基づく助成を3回以上受けたことがある者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

研修等の名称	金額
1 農業経営体育成セミナー	受講者1人につき1年度当たり10万円とする。
(1) 基本研修	
(2) 専門研修	
(3) 総合研修	

2 千葉県指導農業士技術研修	研修者1人につき1年度当たり10万円とする。
----------------	------------------------

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、農業後継者新規就農支援助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がないことを証する書類
- (2) 誓約書（第2号様式）

2 前項第1号の書類については、交付申請者が同意書（第3号様式）を提出することにより添付を省略することができる。

(交付の決定)

第5条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を農業後継者新規就農支援助成金交付決定通知書（第4号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 規則第12条の規定により交付申請者が実績報告をする場合は、農業後継者新規就農支援助成金実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、交付すべき助成金の額を確定したときは、規則第13条の規定により農業後継者新規就農支援助成金確定通知書（第6号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により助成金の交付を請求しようとする交付申請者は、農業後継者新規就農支援助成金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条の規定により助成金の交付を概算払で請求しようとする交付申

請者は、農業後継者新規就農支援助成金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 第2条に規定する助成金の交付要件を満たさなくなったとき。

（2） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（その他）

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。